

## 仕様書

### 1 概要

#### (1) 適用範囲

本仕様書は、釧路広域連合清掃工場余剰電力の売却について適用する。

(2) 件名 釧路広域連合清掃工場余剰電力売却

(3) 供給場所 釧路市高山30番地1 釧路広域連合清掃工場

(4) 業種 一般廃棄物の焼却施設

(5) 発電設備 最大出力 4, 600kW

#### (6) 供給電気方式等

ア 供給電気方式 交流3相3線式

イ 供給方式 常用1回線

ウ 標準電圧 60, 000V

エ 標準周波数 50Hz

オ 最大受電電力 3, 200kW

#### (7) 認定発電設備の区分等

本設備は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第2条に規定する認定発電設備であり、再エネ特措法第3条に規定する調達期間（以下「FIT調達期間」という。）は、令和8年7月31日をもって終了する。

ア 設備名称 釧路広域連合清掃工場発電所

イ 設備ID R000100A01

ウ 発電事業者名 釧路広域連合

エ 設備区分 バイオマス発電設備（一般廃棄物・木質バイオマス以外のバイオマス燃焼）

オ 認定日 平成25年2月25日

カ 調達期間 令和8年7月31日まで（161月）

#### (8) 電気工作物の財産分界点と保安上の責任分界点

北海道電力ネットワーク株式会社の高山支線より引き込む釧路広域連合（以下「甲」という。）所有のG1Sブッシング接続点

### 2 売却仕様

#### (1) 契約方法 単価契約

(2) 契約期間（売却期間） 令和8年4月1日0時から令和9年3月31日24時まで

#### (3) 売却電力

釧路広域連合清掃工場における発電電力のうち甲が消費する電力を除いた電力に余剰がある場合の電力を売却するものとする。

ただし、FIT調達期間である令和8年7月31日までの期間においては、売却する電力には、FIT電力（再エネ特措法第2条に規定する特定契約により一般送配電事業者に売却する同条に規定する再生可能エネルギー電気をいう。）は含めないものとする。

#### (4) 売却電力区分等

売却電力区分等は、次のとおりとする。

- ① FIT調達期間（令和8年4月1日から同年7月31日まで）
  - ア 非バイオマス分電力
- ② FIT調達期間終了後（令和8年8月1日から令和9年3月31日まで）
  - ア バイオマス分電力（非化石エネルギー源に由来する価値を含む。）
  - イ 非バイオマス分電力

#### (5) 予定年間売却電力量 7,534,700kWh (詳細は添付資料のとおり)

| 売却電力区分  | FIT調達期間<br>(令和8年4月～7月) | FIT調達期間終了後<br>(令和8年8月～令和9年3月) |
|---------|------------------------|-------------------------------|
| バイオマス分  | 【参考】1,965,300kWh(対象外)  | 3,639,800 kWh (卒FIT電力)        |
| 非バイオマス分 | 1,365,600 kWh          | 2,529,300 kWh                 |

(注) 予定余剰電力量に予定バイオマス比率を乗じた値をバイオマス分電力量 (100kWh 未満四捨五入) とし、予定余剰電力量からバイオマス分電力量を減じた電力量を非バイオマス分電力量とした。

#### (6) 予定バイオマス比率 59% (直近3ヶ年の平均値。詳細は添付資料のとおり)

### 3 売却電力量の計量等

- (1) 毎月の売却電力量の計量は、甲の供給場所に設置された取引用電力計を介して行うものとし、甲と売却電力の買受者（以下「乙」という。）の間において確認を行う。
- (2) 每月の売却電力量の算定期間は、前月の1日から末日までの期間とする。
- (3) 計量装置に不具合が生じたときは、その期間内の売却電力量についてその都度、甲、乙協議して決定するものとする。

### 4 売却電力区分ごとの電力量の算定

- (1) バイオマス分電力量は、各月の売却電力量に当該月のバイオマス比率（甲が毎月ごみ組成分析によるバイオマス比率を算定する。）を乗じて算定する。（1kWh 未満の端数がある場合は、小数点以下第1位を四捨五入する。）
- (2) 非バイオマス分電力量は、売却電力量からバイオマス分電力量を減じた電力量とする。

### 5 電力量料金の算定

#### (1) FIT調達期間 (非バイオマス分電力量に係る電力量料金)

毎月、一般送配電事業者（北海道電力ネットワーク株式会社）から提供される非バイオマス分電力量にFIT調達期間に係る非バイオマス分電力の契約単価（消費税及び地方消費税を含む。）を乗じて算定する。（その金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額とする。）

#### (2) FIT調達期間終了後

次の①バイオマス分電力量に係る電力量料金及び②非バイオマス分電力量に係る電力量料金を合算した額とする。

- ① バイオマス分電力量に係る電力量料金

毎月4(1)により算定したバイオマス分電力量にFIT調達期間終了後に係るバイオマス分電力の契約単価(消費税及び地方消費税を含む。)を乗じて算定する。(その金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額とする。)

② 非バイオマス分電力量に係る電力量料金

毎月4(2)により算定した非バイオマス分電力量にFIT調達期間終了後に係る非バイオマス分電力の契約単価(消費税及び地方消費税を含む。)を乗じて算定する。(その金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額とする。)

## 6 電力量料金の支払い

甲は、5により算定した当該月分の電力量料金を請求書により翌月の15日までに乙に請求し、乙は、請求書を受領した日の属する月の末日まで(その日が金融機関の休業日の場合は、その翌営業日)に支払うものとする。

## 7 その他

(1) 権利義務の譲渡等

乙は、この契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(2) 売却電力量の増減

売却電力量は、運転計画の変更、焼却炉及び発電設備の運転状態又は故障等により変動する場合があるが、甲は予定売却電力量に拘束されるものではなく、何らの義務を負うものではないものとする。

(3) 契約単価の変更

契約を締結した後において、法令の改正、甲の発電事情の変化等により契約単価を変更する必要が生じたときは、甲、乙協議の上、契約単価を変更することができる。

(4) 託送供給契約

ア 余剰電力の受給のために別途乙と一般送配電事業者の託送供給契約が必要となる場合は、乙は乙の負担で一般送配電事業者と託送供給契約を遅滞なく締結するものとする。

イ 甲は発電者として、一般送配電事業者の託送供給契約を遵守する。

ウ 接続検討の申込みについては、甲の負担で甲が行う。甲は、乙が託送供給契約を締結する際に、本契約期間に限って、乙が接続検討回答書を使用することを認めるものとする。

エ 託送供給契約に必要な費用負担が生じた場合には、乙が負担する。

オ 託送料金の発電側課金については、甲の負担とする。

(5) 発電量調整供給契約

ア 乙はFITインバランス特例制度を適用した電気事業法、再エネ特措法に基づく計画値同時同量制度における発電契約者として、甲の発電設備を含む発電バランシンググループ又は特例発電バランシンググループを形成し、乙の責任と負担で一般送配電事業者と適切な内容で発電量調整供給契約を締結するものとする。なお、発電契約者

とは、「一般送配電事業者と発電量調整供給契約を締結する者」をいい、甲は発電契約者にはならないものとする。

イ 乙は発電契約者として、計画値同時同量制度における発電計画等の各種計画を作成し、電力広域的運営推進機関に提出するものとする。また、計画値同時同量が課される場合は、乙の責任でインバランス調整を行い、一般送配電事業者からインバランス供給を受けた場合、インバランス料金の負担は乙が負うものとする。

(6) 情報伝送装置の設置

ア 甲の供給場所に設置された取引用電力計から情報を得るために情報伝送装置（以下「伝送装置」という。）を設置する必要がある場合は、乙の財産として乙の負担で設置する。

イ 伝送装置の設置場所は、甲、乙協議の上、場所を選定し甲が提供する。

ウ 乙が所有する伝送装置の設置の必要がなくなった場合は、乙の負担で撤去する。

(7) 協議

仕様書等に定めのないその他の事項については、当該地域を管轄する一般送配電事業者の定めに準ずるものとし、甲、乙協議により定めるものとする。

(8) 添付資料

- ・令和5・6年度 釧路広域連合清掃工場売却電力量（実績）
- ・令和7・8年度 釧路広域連合清掃工場売却電力量（予定）
- ・釧路広域連合清掃工場バイオマス比率（実績：令和4年度～令和6年度）
- ・令和8年度 釧路広域連合清掃工場運転計画（案）
- ・釧路広域連合清掃工場余剰電力売却契約書（案）